

# 尾間木中学校 令和7年度生活のきまり

この生活のきまりは、全校生徒が互いに協力し、秩序と規律に守られた明るい学校生活を送り、生徒が自ら考え、判断し、行動できるようになるために、以下の観点から作られています。

- ①生徒が集中して学習に取り組むために必要なきまりであること
- ②生徒が安心してその他の活動に取り組むために必要なきまりであること
- ③安全な登下校を行うために必要なきまりであること
- ④家庭からの金銭の支出を必要最低限にとどめるために必要なきまりであること
- ⑤教師が、安全に配慮し、学校生活に必要な指導を丁寧におこなうために必要なきまりであること
- ⑥周りの人を不快にさせないために必要なきまりであること

## 1. 服装

○清潔感を保ち、きちんと着こなす。

(1) 本校指定の標準服AかBを着用する。

A：黒の詰襟学生服上下、白のスクールワイシャツ、無地の黒ベルト

靴下は白・黒・紺・グレー（ワンポイントとワンラインまで可）。

夏服は、紺ポロシャツ（ワンポイント可）か、冬服の上着を脱いだ状態（白のワイシャツ）

B：紺のシングルスーツ、スカートまたはスラックス、白のブラウス、ベスト

靴下は白・黒・紺・グレー（ワンポイントとワンラインまで可）。

夏服は、紺ポロシャツ（ワンポイント可）か、冬服の上着を脱いだ状態（白のブラウス、ベスト）

※スカートはひざが隠れる長さ。ウエスト部分を折ったり、丈を詰めたりしない。

※ブラウスは第1ボタンをとめる。

※ワイシャツ・ブラウス・ジャージの下は、体育着か、それに準ずる白のTシャツ（長袖・ノースリーブ・ワンポイント可）とする。

※朝練や放課後の部活動終了後の登下校はジャージやユニフォームで登下校してもよい。

(2) 授業は、標準服を着用し、左胸に名札をつける。

※授業は、教科担任の指示のない限り、標準服で受けることを原則とする。

※給食までに体育着（ジャージ）での授業や活動がある場合は、1～4時間目を体育着（ジャージ）で授業を受けても良い。また、昼休み以降に体育着（ジャージ）での授業や活動がある場合（部活動は除く）は、5・6時間目を体育着（ジャージ）で授業を受けても良い。

※給食前に体育着（ジャージ）の授業があった場合、体育着（ジャージ）で給食を食べてよい。

(3) 学校生活は、標準服、ジャージ、体育着のいずれかで生活する。

※体育着に準ずる白のTシャツでの生活はしない。

※熱中症対策期間に、防犯上の目的で体育着に準ずる白のTシャツで登下校してもよい。

※儀式・定期テスト・生徒委員会時は標準服とする。

(4)防寒着は下記の通りとする。

①コート、ウィンドブレーカー等

※登下校に支障がないものを着用する。

※登下校時は標準服の上着の代わりに着用しても良い。

②手袋、マフラー、ネックウォーマー

③セーター等

※無地の黒・紺・グレー。Vネック・Uネック・ベスト可。ワンポイント可。

※標準服からはみ出さないようにする。

④タイツ等

※無地の黒・紺・グレー

⑤インナー

※長袖可。ハイネック不可。ワイシャツ・ブラウスから見えないようにする。

※部活動Tシャツは不可。

※色の指定はないが、見えないようにすることを前提とする。

※華美なインナーが透けていることがないようにする。

(5)ジャージは、本校指定のものとする。

(6)靴は下記の通りとする。

①下履きは体育の授業時に安全に使用できるものとする。

②上履きは本校指定のもの。忘れた場合は学年の先生に申し出る。

③雨、降雪の場合、長靴・スノーブーツの使用を認める。

## 2. 頭髪等

○整髪料の使用、化粧など学校生活に必要でないことはしない。(脱色・着色・パーマ等の加工も含む)  
また、髪の毛が学習や活動の妨げにならないようにする。

## 3. バッグ

(1) バッグは両手があく等、安全に登下校できるものとする。また、バッグに荷物が入りきらない場合は、二つ目のバッグに荷物を入れる。

(2) バッグに落書きをしない。アクセサリは華美にならないこと。

※キーホルダー等をつける場合、他人の荷物と判別する目的で、必要最低限のものとする。

(3) 教室や活動場所では、バッグは活動や通行の妨げにならないように整理整頓する。

## 4. その他

○授業中は適宜水分補給を行う。ただし、学習や作業の妨げになるため、机の上には置かない。